

破産手続に関するQ & A

1.破産手続一般について

Q 1	破産手続とはどのような手続ですか。
A 1	<p>支払不能または債務超過の状態にある債務者につき、裁判所の監督の下で、全ての資産を換価・現金化し、債権者に対し公平に分配するための手続です。日本ロジテック協同組合は、東京地方裁判所に対して破産手続開始の申立てを行い、平成 28 年 4 月 15 日午後 5 時に破産手続開始決定が行われました(東京地方裁判所 平成 28 年(フ)第 2607 号)。</p>
Q 2	破産管財人の立場はどのようなものですか。
A 2	<p>破産管財人は、裁判所の監督の下、破産者と利害関係がない公平・中立の立場で、破産者の資産の換価・処分を行い、配当が可能な場合には、債権調査の上、配当手続による弁済業務等を行います。本件では弁護士である渡邊 顯（ワタベアキラ）が破産管財人に選任されています。</p>

2.本破産事件の手続について

Q 3	日本ロジテック協同組合はなぜ破産したのですか。
A 3	<p>破産の経緯・原因につきましては、破産管財人にて現在調査中です。</p> <p>日本ロジテック協同組合の代理人弁護士から行われた説明によりますと、同協同組合は、平成 27 年 8 月に小売電気事業者登録の申請を行ったものの、財務の脆弱性が指摘され、登録が遅延していたとのこと。そして結局、未払金を一括することができず、平成 28 年 2 月 24 日に小売電気事業者の登録申請を取り下げ、平成 28 年 3 月 31 日をもって電力共同購買事業を終了し、今回の破産手続開始の申立てをすることとなったと伺っております。</p>

Q 4	今後の電力供給はどうなるのですか。
A 4	<p>日本ロジテック協同組合は、本破産手続開始決定に先立ち、小売電気事業者登録申請を取り下げており、本年 3 月 31 日をもって、電力共同購買事業を含むすべての営業を廃止しております。そのため、組合員の皆様に対して、日本ロジテック協同組合を介しての、電力の供給を行うことはできません。</p> <p>廃業に伴う契約の切り替えについては、地域電力会社と行っており、組合員の皆様への電力の供給が滞ることは基本的にはございません。個別の契約の詳細につきましては、お問い合わせ窓口までご連絡ください。お問い合わせ窓口の電話番号は、03-6452-8604です。</p>

Q 5	裁判所から債権届出書が届きました。どうすればいいでしょうか。
A 5	債権者各位に対しては、破産手続開始決定日以降、順次、裁判所から債権届出書が送付されます。債権届出書の内容をご確認いただき、届出期間満了日までに債権届出書をご提出下さい。

Q 6	債権届出書がまだ届かないのですが。
A 6	債権届出書につきましては、順次発送手続きを行っておりますが、発送数が膨大なため、全ての発送を完了するまで、なお一定期間を要する見込みです。今しばらくお待ち下さい。 なお、債権届出書が届かない方の中には、郵便物が不着として返送されてしまった方等である可能性も考えられますので、詳細はお問い合わせ窓口までご連絡下さい。お問い合わせ窓口の電話番号は、03-6452-8604です。

Q 7	債権届出をしないとどうなるのでしょうか。
A 7	<p>債権の届出がないと破産手続きに参加していただけない恐れがあり、配当が可能な場合に配当を受けられない可能性があります。届出をされる場合には、債権届出期間である満了日までに債権届出書をご提出下さい。また、期間内に債権届出書をご提出いただいても、書類の不備等により、結果的に債権の届出期間に間に合わない可能性があります。早期にお届けいただければ、不備等を修正するための対応も可能となりますので、できるだけお早めに届出をお願いいたします。</p>

Q 8	配当はいつどの程度になる見込みですか。
A 8	<p>今後破産管財人において、破産者の資産の調査や換価をすすめ、配当が実施できる段階になった場合には、その時点で改めてホームページ等でお知らせいたします。他方、配当が実施できる状態に至らなかった場合には、破産手続は廃止（終了）することとなります。</p>

Q 9	債権者集会など、破産管財人から説明を受ける機会がありますか。
A 9	<p>債権者集会の日程は以下のとおりです。</p> <p>日時 平成 28 年 9 月 26 日（月）午後 2 時</p> <p>場所 メルパルクホール東京（東京都港区芝公園 2 - 5 - 2 0）</p>

Q 1 0	その他関係会社が破産申立てを行う予定はありますか。
A 1 0	現時点では、その他関係会社についても破産申立てを行うとの情報はありません。その他関係会社に対しても、破産管財人として必要な調査を行い、必要あれば、適切な手続きを実施してまいります。

Q 1 1	出資金は返還してもらえるのですか。
A 1 1	出資金の返還請求権については、現在調査中ですが、日本ロジテック協同組合の定款の定めにより、同組合の財産が出資の総額より減少した場合は、出資額から財産の減少額を減額し、残存する出資額の限度で返還を行うことになっております。 日本ロジテック協同組合は、財産状況の大幅な悪化により、組合員様に返還可能な出資額が残存しない可能性が高いものと考えられております。

Q 1 2	電力料金債権が譲渡されたという通知が来ているが、破産管財人から破産管財人口座に支払うように求める請求書が届きました。料金はどこに支払えばいいのですか。
A 1 2	現在、債権の譲渡先との間で協議を開始しており、皆様に二重支払の問題が生じることのないよう、調整をさせていただいておりますので、電力料金につきましては、破産管財人名義でご送付したご請求書記載の指定口座まで、ご請求額全額をお支払いください。

Q 1 3	<p>破産管財人から破産管財人指定の口座に支払うように求める請求書が届きました。既に債権の譲渡先に電気料金を支払ってしまったが、どうしたらよいですか。</p>
A 1 3	<p>債権譲渡に関しては、現在譲渡先との協議を開始しております。既に電気料金を譲渡先にご請求額全額お支払い済みの組合員様におかれましては、破産管財人名義でご送付したご請求書記載の指定口座へはお支払い頂かなくて結構です。</p>

Q1 4	<p>破産管財人から破産管財人指定の口座に支払うように求める請求書が届きました。日本ロジテック協同組会から電気料金明細書（振込口座の記載がないもの）が送られてきていたので、既に従前の振込口座に電気料金を支払ってしまったが、どうしたらよいですか。</p>
A 1 4	<p>既に電気料金を従前の口座にご請求額全額お支払い済みの需要家様におかれましては、破産管財人名義でご送付した請求書記載の指定口座へはお支払頂かなくて結構です。</p>

Q1 5	<p>電力料金の請求書が届きません。請求書を発行してもらえませんか。</p>
A 1 5	<p>破産管財人において、順次発行いたします。今しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。</p>